

令和3年10月25日

第16回村上市農業委員会会議録

第16回村上市農業委員会定例会を令和3年10月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	5番	佐藤健吉
6番	菅原隆雄	7番	佐藤昌夫
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	齋藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

4番 本間裕一

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	小川良和
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 係長	園部和枝

1. 午後1時28分 事務局長（小川良和君） 皆さん、ごめんください。定刻少し前ですが、今日出席予定の皆様おそろいですので、ただいまから第16回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は、議席番号4番、本間裕一委員から欠席する

旨の連絡がございました。よって、本日の出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは初めに、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号13番、齋藤文夫委員、議席番号15番、佐藤裕介委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 報告。報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について、事務局、報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について報告いたします。

1 ページ目御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、土地につきましては1筆、台帳面積85平米、うち転用面積85平米、転用目的は農業用施設用地（農機具物置）でございます。備考としましては、申請者は85アールの農業経営を営んでおります。今回の申請は、農機具物置の建設を計画したものです。農機具物置1棟、建築面積19.83平米となっております。

続きまして、場所の説明をいたします。2 ページ目を御覧いただきたいと思います。図面中央に荒沢集落がございます。中央から左方向に県道荒沢塩野町線がございます。ちょうど図面中央の黒く太枠で囲まれている場所が今回の申請地となっております。

報告は以上です。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを事務局、報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

隣の3ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、土地につきましては1筆、面積は1,019平米、申請事由といたしましては、申請地は約20年前から耕作しておらず、現在は

原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、____、土地につきましては2筆、面積は合計で253平米、申請事由としましては、申請地は約40年前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。1ページめくっていただきまして、4ページ御覧いただきたいと思います。4ページのほうは番号1番となっております。図面中央左手に朝日中学校がございます。その中学校の左上に県道高根村上線が上から左方向に走っております。今回の申請地は、図面中央の右手のところに太く囲まれている場所となっております。

番号2、続きまして5ページになります。下のほうに右から左へ三面川が流れております。左上に朝日支所がございます。三面川の上に市道が走っておりますけど、左手のほうに行くと羽衣園、右手が布部集落となっております。今回の申請地、1筆目が三面川の左側、ちっちゃく三角形っぽいのがありますが、こちら1筆と、反対側、右側のほうにもう一筆がございます。両方とも堤外地に位置する農地でございます。

報告は以上です。

○議長（石山 章君） 報告第2号についてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告第2号については以上といたします。

それでは、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題いたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、6ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、売買案件が1件でございます。

それでは、番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、田、計1筆で、地積は538平米でございます。譲渡人の__さんのご実家が____にあり、購入してくれる方を探していたところ、このたび同集落の__さんが購入されるということでございます。

場所の説明をいたします。右の7ページ御覧ください。北中集落の北側にございます北黒川集落になります。ページの下側から左側へカーブしてございますのが国道7号線でございます。ページ中央を勝木川が流れております。北中集落から北黒川方面へ県道北中府屋停車場線が走っており、北黒川集落右側に太く囲った場所が議案第1号、番号1番の売買案件の箇所となります。

すみません。対価は____で、10アール当たり____でございます。

以上で場所の説明を終わります。

説明した1件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを

満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第1号につき許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

8ページ御覧いただきたいと思います。今月3件ございます。

番号1、譲渡人、____、譲受人、____、____、____、土地につきましては1筆、757平米、転用目的は貸し住宅建設敷地、契約は売買、対価といたしましては____、10アール当たり____となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび貸し住宅の建設を計画しており、申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は病院が建設され、市街化が進む区域にある農地です。木造二階建て2棟、建築面積計といたしまして82.62平米となっております。

続きまして、下段、番号2、譲渡人、____、譲受人、____、____、____、土地につきましては1筆、293平米、転用目的は宅地分譲敷地、契約につきましては売買、対価といたしましては____、10アール当たり____となっております。農地区分は第3種農地、備考といたしましては、申請者は申請地を宅地分譲敷地として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。宅地分譲1区画となっております。

続きまして、右手、9ページ御覧いただきたいと思います。番号3、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、202平米となっております。転用目的は貸し駐車場敷地、契約は売買、対価____、10アール当たり____でございます。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は自らが経営する会社の駐車場が手狭となったことから、会社用の駐車場として使用するため転用申請するものです。なお、申請地はおおむね300メートル以内にバスターミナルが存在する農地です。貸し駐車場といたしまして8台となっております。

続きまして、10ページ御覧いただきたいと思います。場所について説明いたします。番号1番でございます。図面中央に村上総合病院、ちょっと分かりづらいですけど、村上総合病院がございます。左上から左方向に国道345号線、また図面中央より若干右手のほうに上から下にJR羽越本線

が走っております。今回の申請地は真ん中、図面中央から若干下段のところに太く囲まれたところ
でございまして、ちょうど病院の外周道路に面したところでございます。

続きまして、右、11ページ御覧いただきたいと思います。番号2でございます。一番右側、ちょ
っと斜めに右から下のほうに映っているのが国道7号でございます。その左手に県立坂町病院、そ
の左手に烏川が流れております。図面中央、ほぼ中心に太く囲まれているところが番号2の申請地
となっております。この場所、現在工事中の都市計画道路の東大通り線と南中央線のちょうど交差
点部に位置する場所となっております。

続きまして、12ページ御覧いただきたいと思います。番号3でございます。図面上方向から右下
方向に国道7号が走っております。図面下段のほうに、右から左手のほうに勝木川が流れておりま
す。申請地は、ちょうど図面中央に太く囲まれた場所でございます。さんぽく小学校の左手のほ
うに今回の申請地がございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1
番について報告をお願いいたします。

15番、佐藤委員。

○15番（佐藤裕介君） 15番、佐藤です。村上地区では、10月14日、村上宇田島の貸し住宅建築敷地
を現地調査してきましたので、報告いたします。

当日9時より農業委員2名、推進委員4名、事務局より中村次長、_____より____さん
立会いの下、現地確認を行いました。申請地は、村上病院外周道に面したところで、30センチほど
盛土をし、隣接する農地にはコンクリートの擁壁を設置し、雨水等が流出しないような計画です。
生活雑排水は浄化槽を使用し、雨水は自然流下と側溝で対応します。道路沿いの隣地は、7月の総
会で店舗建築が許可されたところでした。また、農振地区除外地でもあります。隣接する農地から
同意ももらっており、周囲に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

村上地区では、委員全員許可すべきものとの意見となりました。ご審議よろしくお願いいいたしま
す。

○議長（石山 章君） それでは次に、現地調査の報告を議案番号2番について報告をお願いいたし
ます。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第2号、番号2の現地調査の報告をいたします。

10月の12日、荒川支所におきまして9時から農業委員2名、最適化推進委員2名で事務局、小川
局長、中村次長、支所の国井課長補佐と打合せ後、番号2の現地調査を_____立会いのもと確認
をいたしました。現地は第1種住居地域で、地目は畑ですが、現況は雑種地の状況です。隣地の同
意も得ているということがございますけども、隣地も地目は畑ですが、現況は雑種地状態です。雑

排水は、公共下水道を利用します。ほかに農地もなく、地区委員全員許可相当と意見ですので、委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号3番について調査報告をお願いいたします。

6番、菅原委員。

○6番（菅原隆雄君） 6番、菅原です。議案第2号、番号3について現地調査に行ってきたので、報告します。

10月13日9時30分、山北支所会議室において現地調査を行いました。農業委員3名、推進委員1名、事務局より小川局長、中村次長、山北支所より齋藤主査、7名で行いました。初めに事務局より説明を受けて、その後現地に行きました。現地では、_____の___さんが待っていて、説明を受けました。現地は畑となっていますが、柿の木が1本しかなく、草が生えていました。周りは倉庫と駐車場になっていて、雨水も側溝に流れるようになっていました。

駐車場ということなので、周りに迷惑をかけないと思うので、地区委員と協議した結果、許可相当と判断いたしました。皆様の審議よろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

8番、遠山委員。

○8番（遠山久夫君） 8番、遠山です。番号1番の案件なのですが、貸し住宅敷地ということは、結局のところアパートを建設するのだろうなというふうに思われますが、隣地の同意、これは取られていच्छるといことと問題はないのかなとは思いますが、こういった場合、勉強不足で大変あれなのですが、文書で、要するに書き物で隣地の同意を得ていくものなのか、ただ口頭で隣地の同意という形を取られるのか、そこら辺についてちょっとだけ確認したいと思うのですが、よろしくをお願いいたします。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、説明させていただきます。

まず最初に、今回アパートではなくて、住宅、一軒家が2棟建つようなものでございます。

それで、本題のほうに入りますけれど、隣地同意書としましては隣接農地の方から同意いただくのですけど、文書で、このような形で、申し訳ございません、ちょっと遠くて見えないかもしれませんが、ちゃんとこういった今回の開発について同意いたしますということで、土地の地番を書いて、住所とお名前、あと判子をいただくような、こういった同意書を提出していただいております。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、13ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借権の設定が32件、売買の案件が3件、農地中間管理事業51件、合わせて86件でございます。

それでは、番号1番、貸人、____、____、借人、____、地目、田、計3筆、合わせまして4,650平米、期間は5年間、10アール当たり____、借人は認定農業者で、新規の設定となります。

以降32番まで賃貸借権設定の案件となります。

それでは続きまして、番号33番、21ページになりますが、そちらを御覧ください。番号33番から売買の案件でございます。番号33番、譲渡人、____、____、譲受人、____、____、地目、畑、計2筆、面積の合計が928平米でございます。契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

続きまして、番号34番、譲渡人、____、____、譲受人、____、____、____、地目、田、計2筆、面積の合計が110平米でございます。契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

めくっていただきまして、番号35番、譲渡人、____、____、譲受人、____、____、地目、田、計6筆、面積計4,671平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

場所の説明をいたします。めくっていただきまして、24ページ御覧ください。ページの右側にJR羽越本線が南北に走っております。平林駅がございます。こちら左側に宿田集落内、宿田児童公園から西側に太く囲った2か所がございます。農地はこの2筆でございますが、挟まれた場所に作業場及び倉庫の宅地がございます。そちらも含めて今回は売買されるということでございます。こちらが議案第3号、番号33番の売買の案件の箇所となります。

続きまして、25ページ御覧ください。ページ中央やや左側を南北に国道7号が走っております。ちょうど朝日除雪ステーションへ向けてカーブしているところでございます。国道7号の東側、小川地内でございます。太く囲った2か所になりますが、議案第3号、番号34番の売買案件の箇所となります。

続きまして、26ページ御覧ください。先ほどのページの図面と似た箇所になりますが、全体を表示するために縮尺が変わっております。ページ中央やや左側に国道7号がございまして、北側を

三面川が右から左側へ流れております。国道左側、ページ下側に太く囲った場所が申請地の_____、あとは国道より東側になります。中央やや上側に太く囲った場所が申請地の_____と_____になります。ページ右側にございますのが十川地内になります。_____、_____、_____の3筆でございます。

位置図の説明は以上でございます。

○事務局係長（園部和枝君） 続きまして、27ページを御覧ください。農地中間管理事業による利用権の設定です。今回は、使用貸借が6件、賃借権が45件、合計51件となります。このうち機構集積協力金、経営転換協力金の交付申請対象者は28人となっております。

それでは、番号36番、貸人、_____、借人、_____、_____、_____、土地につきましては田3筆、合わせまして2,982平方メートル、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が10年間、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担です。

次に、29ページ、番号42番、貸人、_____、借人、_____、_____、_____、土地につきましては田6筆、21,551平方メートル、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり_____、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は借人負担です。

ページ進みまして、43ページ、番号86番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、番号34番につき審議をいたしますので、_____、_____、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（_____退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号34番につき審議いたします。ご意見、ご質問のある方。（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案番号34番、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号34番、承認することに決定いたしました。

（_____着席）

○議長（石山 章君） _____、議案番号34番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号36番から86番まで審議いたします。

_____が議事に参与できませんので、議長を職務代理者に交代し、審議をお願いいたします。

（_____退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、議長を代わりまして、私が議長を務めさせていただきます

ます。

それでは、ページ数27ページから43ページに載っております番号36から86番、ご意見をお受けいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) しばらくしてないようでありますので、承認と決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) じゃ、36番から86番、承認することに決定いたしました。

(_____着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、36番から86番まで承認することに決定いたしました。

○議長(石山 章君) それでは、承認された案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 議案第3号、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案として、その他について、皆様方から。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 特にないようでありますので、議事については以上といたします。

2時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時01分～午後2時14分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時34分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和3年10月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員